

徳島県告示第四百四十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和三年六月十八日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

土地改良区の事務所所在地及び名称	認可年月日
板野郡上板町 上板町北岸用水利土地改良区	令和三年四月七日
徳島市川内町 吉野川土地改良区	同 九日
阿南市那賀川町 太田川土地改良区	同 十二日